

提言Ⅳ 社会的養護を離れた若者への支援について

【提言の背景】

これまで児童養護施設等を退所した児童については、①低学歴からくる就労上のハンディ、②住宅困窮、③経済的貧困、④虐待等のトラウマからくる人間関係構築が困難、⑤その他の様々な日常生活上の課題がることが指摘されている。これに関連して、児童養護施設等を退所した後にその他の社会福祉施設を利用する若者の存在の実態がこれらの調査から明らかにされており、児童部会の平成 20 年度版紀要調査によれば、平成 20 年度の退所者 632 人のうち、家庭復帰 334 名を除く退所者 298 人中 54 人（自立援助ホーム 26 人、知的障害児施設 10 人、知的障害者生活寮・通勤寮 15 人、その他 3 人）が退所後すぐに他の福祉施設を利用している。また、婦人保護部会の 2009 年度実態調査では、2009 年度利用者 247 人中 27 人が児童養護施設経験者であることが明らかにされている。

これらの数字が示すとおり、社会的養護を離れた若者への支援については不安定な生活状況になりやすいため、特に就労・通学を継続するための支援を軸にしたリービングケア・アフターケアが重要になっていると言える。

1 現在の国・都の取り組みと課題

（1）国の取り組みについて

平成 23 年 7 月に厚生労働省から出された「社会的養護の課題と将来像」には、自立支援の充実策として、社会的養護を受ける児童の自立に関する国としての方向性が示されている。

特に、国としては平成 24 年度予算における措置費の中の大学進学等自立生活支度費支度費や就職支度費を増額するなど、社会的養護を離れた若者への支援に関する一定の動きは見せている。また、自立支援担当職員の配置の必要性について言及している。

さらに、平成 23 年 12 月 28 日付雇児発 1228 第 2 号「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」が通達された。これまでも 18 歳を超えて 20 歳までの措置延長については例外規定として設けられていたが、本通知により、これまで以上に柔軟な運用ができるようになった。

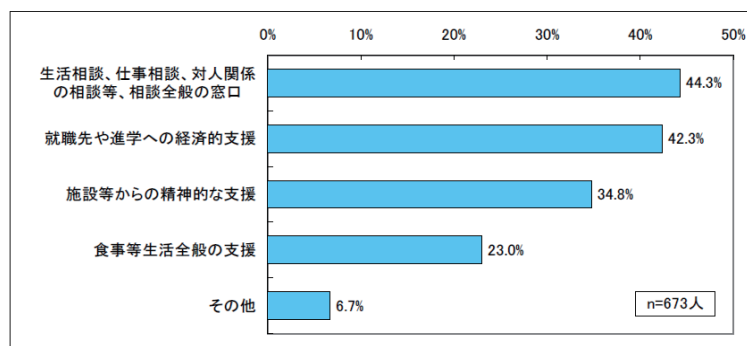
（2）東京都の取り組みについて

東京都は児童部会との協働で「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査」（以下『退所児童調査』）を実施し、7 月に東京都から報告書が出されている。本調査は、過去 10 年間に退所した児童 3,920 人のうち、施設等が連絡先を把握している 1,778 人を対象に調査したものである。最終的な回答者数は 673 人と、対象者全体の 17.2%であったが、その中でも児童養護施設等を退所した児童がどのような課題を持っているかについて、全国で初めて数値化することができた。その中から、児童養護施設等を退所した直後の支援として 4 割以上が「生活相談、仕事相談、対人関係の相談等、相談全般の窓口」「就職先や進学への経済的支援」を挙げていることが明らかになった。

この結果から、平成 24 年度から「自立支援強化事業」を開始することとなった。

5 退所前後にはどのような支援が望ましいか（複数回答可）

退所前後にはどのような支援が望ましいかについて聞いたところ、回答者のうち4割以上が、「相談全般の窓口」と「経済的支援」を挙げている。



※ 東京都福祉保健局 HP より引用 (<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/08/DATA/6018u200.pdf>)

（3）現在の措置費・サービス推進費に関する課題

退所児童の大学進学についても厚生労働省児童福祉主管課長会議資料の中の統計によると、平成22年度には77名の児童養護施設措置児と11名の里親委託児（どちらも既に家庭復帰をしている児童含む）が大学や専門学校等への進学をしており、その数は年々増加しているが、措置費による大学進学等自立生活支度費やサービス推進費の大学等入学支度金だけでは学費を継続的に支払いながら生計を立てていくには不十分であり、各種奨学金を利用したとしてもアルバイトとの両立という厳しい生活を強いられている。結果として、経済的理由により大学を中途退学している現状がある。

現状のサービス推進費のアフターケア加算は退所後3年までが対象となっており、期間的に不十分である。また、それに替わって新たに新設された自立支援コーディネーターの配置についても、児童養護施設には配置されたが自立援助ホームには配置されておらず、現状では十分とはいえない。

さらに、児童養護施設や里親委託が解除されたあとの住居の確保については公的支援がなく、特に進学を希望する児童への公的な補助がほとんどないのが現状である。

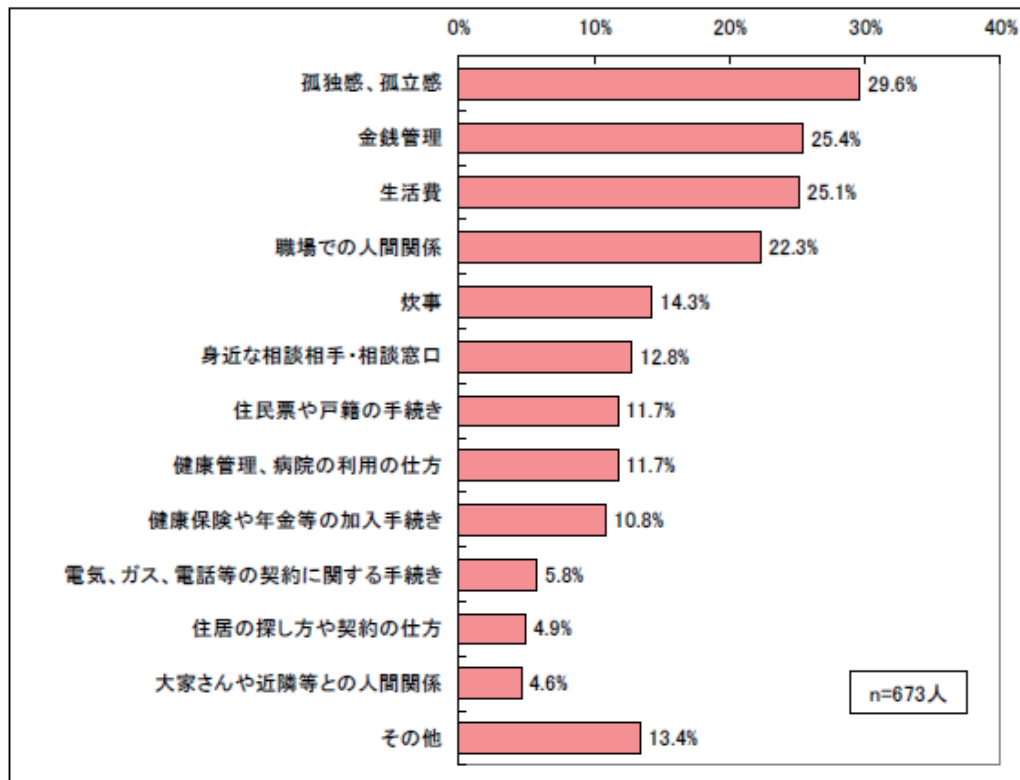
これらのことから、児童が在籍時からのリービングケアや退所後の長期的で継続的なアフターケアが重要であることは明らかであり、施設等を退所した児童の更なる公的支援の充実が必要不可欠であり、次頁より提言をする。

提言Ⅳ－１ 施設在籍時からの退所後支援

社会的養護を離れた若者への支援にとって退所直後に感じる不安は、『退所児童調査』によると「孤独感、不安感」、「金銭管理」、「生活費」、「職場での人間関係」と、経済的課題やコミュニケーションに関する課題が上位に挙げられている。そのほかにも、施設退所直後には様々な課題が表出しやすいため、在籍中から施設を退所した後の自立を見据えた支援（リービングケア）が重要である。

3 施設退所直後に「まず困ったこと」（複数回答可）

施設退所直後に「まず困ったこと」について聞いたところ、「孤独感、孤立感」が29.6%と最も多く、次いで、「金銭管理」（25.4%）、「生活費」（25.1%）が多い。



※ 東京都福祉保健局 HP より引用

(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/08/DATA/6018u200.pdf>)

平成24年度より東京都の単独事業で、児童養護施設に自立支援コーディネーターが配置された。その役割は、①自立支援計画書及び退所後援助計画書の作成及び計画に基づく支援、②児童の学習・進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携、③高校中退者など個別対応が必要な児童に対する生活指導、再進学又は就労支援、④施設退所者に関する継続的な状況把握及び支援（アフターケア）である。

本専門職が配置されたことについては東京の社会的養護において非常に大きな前進であるが、同時に、施設の実践がこれまで以上に試されることになる。児童養護施設においては本制度を十分に活用し、児童の自立支援に向けたケアの質的向上をこれまで以上に努める必要がある。

あわせて、制度的には本専門職が児童養護施設のみ配置されているという課題がある。

本専門職の職務は、自立援助ホーム等でも必要なものであり、むしろ児童養護施設で解決しきれなかった課題を持った児童が自立援助ホーム等に委託されていることを鑑みるに、今後は、制度の対象範囲の拡大が必要である。

提言Ⅳ－２ 施設等退所後、特に大学等進学後の支援の継続

既述のとおり、東京における大学等への進学者は増加傾向にある。

表「東京の高等学校卒業児童の進路状況一覧（抜粋）」

(人)

	総数	進学 (%)	就職 (%)
平成 22 年度 (施設)	155	47 (30.3)	99 (63.8)
平成 22 年度 (里親)	13	4 (30.7)	6 (46.1)
平成 23 年度 (施設)	200	77 (38.5)	105 (52.5)
平成 23 年度 (里親)	15	11 (73.3)	3 (20.0)

(それぞれの数値は平成 22 年度、23 年度の児童福祉主管課長会議資料からの抜粋)

このことから、大学等への進学に対するニーズは確かに存在するといえるが、現在は既述のとおり、公的支援としては大学進学等自立生活支度費とサービス推進費に包括されている大学等入学支度金しかない。これだけでは、学費を支払うにも、進学後の生活を維持していくにも不足している。また、学費については各種奨学金を利用しても入学後数年間の学費を支払うことは難しい。結果、経済的理由から中退してしまうケースが多い。

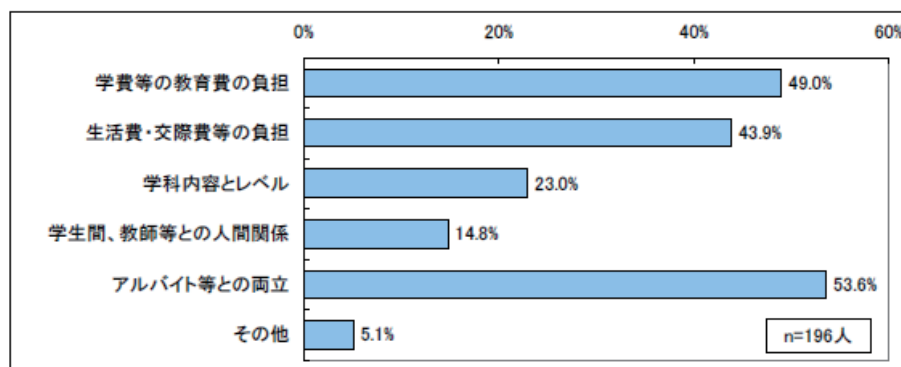
こういった状況の中、社会的養護を離れた若者が大学等に進学し、通学し続けるだけの経済的支援が必要である。既述のとおり平成 23 年 12 月 28 日に厚生労働省から「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」が通達されているが、措置延長等の既存の制度の運用を工夫する等の支援が求められている。

さらに、平成 21 年 7 月 8 日に「子ども・若者育成支援推進法」が公布されており、児童福祉法の枠にとらわれない支援の必要性が法的にも認められている。措置費・サービス推進費等での公的支援の充実も今後必要であるが、支援者が児童への奨学金等の適切な情報提供をし続けることで、社会的養護のもとで暮らす、あるいは巣立った児童が自身の夢・目標をあきらめないですむための、シームレスな支援が必要となっている。

8 学校を続ける上で大変だと感じたこと（複数回答可）

学校を続ける上で大変だと感じたことについて聞いたところ、児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭の合計では「アルバイト等との両立」(53.6%)、「学費等の教育費の負担」(49.0%)、「生活費・交際費等の負担」(43.9%)など、経済的な問題が多い。

(児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭の合計)



※ 東京都福祉保健局 HP より引用（注：本調査の中には上級学校だけでなく、高校も含まれている。）

(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/08/DATA/60l8u200.pdf>)

【参考】「生いたちの整理」(平成22年10月 東社協児童部会発行)より引用

(例) 資金シミュレーション (2年制専門学校進学)

※ 返済義務のない、あるいは免除規定のある奨学金のみを利用しています。

※ 施設入所時から、進学に向けてアルバイト収入を預金し、進学後の生活費に充てています。

① 学費【収入】

制度名	金額	備考
雨宮・修学助成	300,000円	
国・大学進学等支度費	180,000円／ 214,510円	
都・大学等入学支度金	500,000円	
西脇基金	720,000円	月額30,000円 ×24ヶ月
自立生活スタート支援事業	500,000円	貸付(免除規定あり)
JOMO 奨学助成	100,000円	
2年間合計	2,300,000円	

【支出】

項目	金額	備考
入学金	300,000円	
授業料	2,000,000円	年間1,000,000円×2年 設備整備費・同窓会費等 を含む
2年間合計	2,300,000円	

②生活費

【収入】

	金額	備考
国・大学進学等支度費	34,510円／ 214,510円	学費充当分の 残額
アトム基金	30,000円	
入所中預金取崩	660,000円	アルバイト等 による入所時 の預金
アルバイト収入	1,920,000円	月額8万円(時 給1,000円で週 20時間程度)
2年間合計	2,644,510円	

【支出】

支払うもの	金額	備考
家賃	30,000円	
食費	30,000円	
水光熱費	10,000円	
通学用定期代	3,000円	
国民健康保険料	5,000円	収入・保健種別により 変額
衣料費、日用品費	10,000円	衣料、教材費等
携帯電話	7,000円	
交際費・雑費	15,000円	使わなければ貯金
合計月額	110,000円	毎月の生活費
2年間合計	2,640,000円	

提言Ⅳ—3 現在活動をしている支援団体への支援

現在、社会的養護にいる児童たちの退所後を支援する団体が、少しずつではあるが立ち上がってきた。

具体例を挙げるとすれば、日向ぼっこ、ブリッジフォースマイル、ゆずりは、エンジェルサポートセンター、ふたばふらっとホーム等である。

これらの多くはNPO法人または社会福祉法人であるが、その活動に法的な根拠がない事が多く、また、人的、経済的、環境的な支援がないまま活動をしている。

社会的養護にいる児童にとって、こういった応援団の存在は非常に重要である。

これらの団体を支援することで得られる効果としては、1つは支援のチャンネルを多様化できること、もう1つはこれらの団体とネットワークを構築することで、より多く、より複雑なケースへの支援ができるようになることである。

さらに、これらの団体が社会的に認知されることによって、より多くの市民を社会的養護のもとにいる児童の支援に巻き込むことができる。

そのためには、まずは各団体が安定して活動できるよう、公的な支援をつけることが必要である。具体的には経済的には東京都として一定の予算を計上すること、環境的には活動拠点の紹介や、活動実績の社会化等が考えられる。